

令和3年度江北町元気復活応援金交付要綱

制定 令和3年9月27日 江地第243号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の再拡大及び令和3年8月豪雨の影響により、厳しい経営状況が続く町内営業所得者、農業所得者、並びに町内に主たる事業所等を有する小規模法人の事業継続を支援するため、令和3年度江北町元気復活応援金(以下「応援金」という。)を交付することについて、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 応援金交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、令和3年8月1日現在、次の各号のいずれかに該当する者で、町長が必要があると認める者とする。

- (1)町内に住所を有し、今後1年以上事業を営む予定である営業所得者
- (2)町内に住所を有し、今後1年以上農業を営む予定である農業所得者
- (3)町内に主たる事業所等を有し、今後1年以上事業を営む予定である江北町税条例第31条第2項に規定する1号法人

2 第1項に定めるもののうち、次の各号に該当する者は対象外とする。

- (1)法令、条例、この要綱又はこれらに基づき、町長が行った指示に反する行為を行っている者
- (2)暴力団(江北町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められる者
- (3)法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がある者
- (4)法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当する者
- (5)町税の滞納がある者(ただし、新型コロナウイルス及び令和3年8月豪雨の影響を受けて認められた延納等は除く。)
- (6)その他町長が適当でないと認められる者

(応援金の交付要件)

第3条 応援金交付要件は、令和3年8月11日から令和4年3月31日までの期間(以下、対象期間という。)に開始及び終了する事業で、別表1に定める事業継続及び再建に向けた取組とする。

(応援金の対象経費)

第4条 応援金対象経費は、別表1に定めるところによる。ただし、応援金対象経費は、前条第1項に規定する期間内に発生し、その支出が完了する経費に限る。

2 応援金対象経費において、次の各号に掲げるものは含まない。

- (1) 公租公課(消費税及び地方消費税相当額等)
- (2) 光熱水費
- (3) 不動産取得費
- (4) 団体等の会費
- (5) その他町長が必要でないと認める経費

(応援金の額)

第5条 応援金の交付限度額は、30万円とする。

- 2 応援金額に万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 別表1のうち、令和3年1～8月の総売上が、令和元年1～12月の総売上×8/12より減収し、かつ新型コロナウイルス感染症と共存しながら、事業継続に取り組むものについては、減収額を上限とし、町の指定管理料を総売上に含まない。
- 4 別表1のうち、被害を受けた農畜産物ごとの交付単価は、別表2に定めるところによる。
- 5 応援金は、1事業者につき1回限り交付する。

(交付申請及び請求)

第6条 応援金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 令和3年度江北町元気復活応援金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 応援金の振込口座通帳の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において速やかに応援金の交付を決定する。

- 2 町長は、前項の規定により、交付の決定をした場合は、令和3年度江北町元気復活応援金交付決定通知書(様式第2号)を申請者に通知する。

(応援金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正な手段により応援金の交付を受けたものがあるときは、当該応援金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表1(第3条第1項、第4条第1項)

| No. | 交付要件 | 対象経費 |
|-----|---|---|
| 1 | 令和3年1～8月の総売 上が、令和元年1～12月 の総売上×8/12より減 収し、かつ新型コロナウイルス感染症と共存しながら、事業継続に取り組むもの | <ul style="list-style-type: none"> ● 売上の向上に要する経費(例:広報・販促物制作費、営業活動費) ● 新たな販売・サービスの導入に要する経費(例:インターネット販売・テイクアウト販売・新サービス提供の導入経費) ● 商品の開発・新サービスの展開に要する経費(例:新商品・サービスの開発費、新規サービスの展開費) |
| 2 | 令和3年8月豪雨の被害を受け、かつ災害からの事業再建に取り組むもの | 【農業所得者・1号(農業生産)法人】 水没・浸水等により被害を受けた農畜産物の事業再建に要する経費(例:種苗費・生産資材費、処分費等) <u>※被害農畜産物ごとの交付単価により応援金を交付</u> |
| | | 【営業所得者・1号(一般)法人】 水没・浸水等により被害を受けた機械・設備等の修理、再取得により要する経費 |

別表2(第5条第4項)

| 被害農畜産物 | 10a(1頭)当り交付単価 | 被害農畜産物 | 10a(1頭)当り交付単価 |
|---------|---------------|---------|---------------|
| トマト | 300,000円 | オクラ | 40,000円 |
| なす | 10,000円 | いちじく | 50,000円 |
| かぼちゃ | 20,000円 | みかん | 15,000円 |
| いちご | 20,000円 | ぶどう | 20,000円 |
| アスパラガス | 130,000円 | 花き | 300,000円 |
| きゅうり | 300,000円 | 肥育牛・生産牛 | 10,000円 |
| スイートコーン | 40,000円 | | |